（経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部改正）

第二百六十二条　経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定発給機関の上級行政庁とみなす。

第十二章　国土交通省関係

（船舶法及び船舶のトン数の測度に関する法律の一部改正）

第二百六十三条　次に掲げる法律の規定中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）」に改める。

一　船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三十二条第二項

二　船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第九条第二項

（水害予防組合法の一部改正）

第二百六十四条　水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）ニ依ル異議申立」を「審査請求」に改め、同条第三項中「異議申立」を「審査請求」に改める。

第七十三条第三項中「行政不服審査法」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）」に改める。

（船舶安全法の一部改正）

第二百六十五条　船舶安全法（昭和八年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「申請シ再検査又ハ再検定ニ対シ不服アルトキハ其ノ取消ノ訴ヲ提起スル」を「申請スル」に改め、同条第三項中「同項」の下に「及第二項」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項ノ検査若ハ検定又ハ再検査若ハ再検定ニ対シ不服アルトキハ其ノ取消ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

第二十九条ノ五第一項中「為シタル」を「為ス」に、「第四項」を「第五項」に改め、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）ニ依ル」を削り、同項に後段として次のように加える。

此ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及第三項、第四十六条第一項及第二項、第四十七条並ニ第四十九条第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ登録検定機関若ハ登録検査確認機関又ハ機構ノ上級行政庁ト看做ス

第二十九条ノ五第二項中「為シタル」を「為ス」に改め、「行政不服審査法ニ依ル」を削り、同項に後段として次のように加える。

此ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ行政不服審査法第二十五条第二項及第三項、第四十六条第一項及第二項、第四十七条並ニ第四十九条第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ登録検査機関ノ上級行政庁ト看做ス

第二十九条ノ五第三項中「為シタル」を「為ス」に改め、「行政不服審査法ニ依ル」を削り、同項に後段として次のように加える。

此ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ行政不服審査法第二十五条第二項及第三項、第四十六条第一項及第二項、第四十七条並ニ第四十九条第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ船級協会ノ上級行政庁ト看做ス

（陸上交通事業調整法の一部改正）

第二百六十六条　陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「異議申立」を「審査請求」に改める。

（船員法の一部改正）

第二百六十七条　船員法（昭和二十二年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第百条の九第二項中「前項」を「法定検査又は前項」に改める。

第百三条第二項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）」に、「行なう」を「行う」に改める。

第百四条第三項中「審査請求は」の下に「、市町村長」を加える。

（海難審判法の一部改正）

第二百六十八条　海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第五十四条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条中「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

（建設業法の一部改正）

第二百六十九条　建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の十七中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

（通訳案内士法の一部改正）

第二百七十条　通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第十六条の見出し中「処分」を「処分等」に改め、同条中「（試験の結果についての処分を除く。）」及び「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、観光庁長官は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

（建築基準法の一部改正）

第二百七十一条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第七十七条の十七中「（行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二条第二項に規定する不作為をいう。以下同じ。）」及び「同法による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定建築基準適合判定資格者検定機関の上級行政庁とみなす。

第七十七条の五十三中「行政不服審査法による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定認定機関の上級行政庁とみなす。

第七十七条の五十六第二項中「が行つた性能評価」を「の行う性能評価又はその不作為」に、「第七十七条の五十一第二項第一号」を「同項第一号」に改める。

第七十八条第一項及び第八十二条中「第九十四条第一項」を「第九十四条第一項前段」に改める。